

2021 市 原 庄 支 援 ガ イ ド

本市には、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな支援制度があります。その中から主なものをご紹介します。

支援制度には採択要件があり、申請期限の早いものや予算が限られるものもあります。また、収支のバランスを保ち、健全な財政運営をしていくため、金額の見直しをしたものもあります。

詳しくは担当課・各支所担当室にお気軽にお問い合わせください。

定住・就業・起業支援

定住促進奨励金

定住するための住宅の取得などを行った転入定住者に対し、奨励金を交付します。

■対象者

令和3年4月1日以後に、住宅の取得または改修を完了した、次の項目のすべてに該当する転入定住者。
・転入した日から4年以内に交付申請を行うこと
・10年以上の定住を誓約すること
・自治会に加入していること
・市税などの滞納がないこと

■対象事業および交付額

○新築住宅取得 80万円

○中古住宅取得 40万円
○住宅改修 40万円
○加算

転入者数および中学校修了前の子どもの人数に応じて、それぞれ5〜10万円加算。
※本人または配偶者が所有する住宅。
※新築住宅取得は経費が80万円以上、中古住宅取得および住宅改修は経費が40万円以上のもの。

自治定住課定住推進係
☎0824・73・1257

空き家家財道具等処分支援補助金

空き家バンクへの登録を目的に、所有者が空き家内の家財道具などを処分する費用に対し補助金を交付します。

○湯沸場およびトイレ設備を有するもの
※ただし、1㎡当たり10万円を限度とする。

増改築・修繕
増改築または修繕に係る経費。
※ただし、事業費が20万円以上のもの

新築・購入
対象経費の2分の1以内で上限6000万円。

②増改築・修繕

対象経費の2分の1以内で上限50万円。
※地域が直接施工するときは、原材料のみを対象とする。

申請の流れ
年3回要望を取りまとめ、優先順位を決定し申請を受け付けます。
第1回目 5月31日
第2回目 9月30日
第3回目 令和4年1月31日

自治定住課自治振興係
☎0824・73・1209

農業・畜産業支援

がんばる農業支援事業補助金

農業所得の向上を実現するための機械施設などの整備に対して、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

■対象事業

①他の補助事業の対象とならない農畜産物生産に直接必要な機械施設の整備事業（中古農機具などは、業者の見積書を添付するものが対象）

■対象者

空き家内の家財道具などを処分し、庄原市空き家バンクへ登録する所有者など。

■対象経費

市内事業者に依頼して実施した空き家の家財道具などの処分に要する経費。

■交付額

空き家バンクに登録する空き家1件につき10万円。
※補助対象経費が10万円未満の場合は、千円未満の端数切り捨て。
自治定住課定住推進係
☎0824・73・1257

創業サポート補助金

市内での創業を拡大し、市内経済の活性化を図るため、市内で創業または第二創業する中小企業者などに対し、補助金を交付します。（業種の指定がありません）

■対象者

(1)または(2)のいずれかに該当するもの。
(1)中小企業者で、市内に本店を有する法人または個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの
(2)市内に住所を有する者で、特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの

①設置費補助事業

店舗などの取得、新設または改装に係る費用。

■交付額

対象経費の3分の1以内で上限1000万円

②高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発および加工する機械・施設
③家畜自給粗飼料生産に関わる農機具などの整備事業

■交付額

①一般型
対象事業に係る経費の4分の1以内で、上限22万5千円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、補助対象外。

②認定農業者型

農業経営改善計画に導入計画がない場合は、対象事業に係る経費の4分の1以内。農業経営改善計画に導入計画のある場合は、5分の2以内。上限は40万円。ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ補助対象。
農業振興課農業振興係
☎0824・73・1131

比婆牛ブランド化促進事業

比婆牛ブランド化を促進するため、繁殖母牛群の造成に取り組む農家や比婆牛素牛の肥育に取り組む農家などに助成金を交付します。

■対象事業

①あづま導導入・自家保留助成金

■交付額 1頭につき5万円

②あづま導・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金

■交付額 1受胎につき1回1万円

③比婆牛素牛導入助成金

■交付額 1頭につき10万円

万円。ただし取得または新設の場合上限200万円。

②借上料補助事業

■対象経費

店舗などの借上料（2年間を限度）。

■交付額

対象経費の2分の1以内で上限月額4万円。

③市場調査費補助事業

■対象経費

市場調査の外部委託に係る経費。

■交付額

対象経費の3分の1以内で上限50万円。

■申請期限 ①〜③のいずれも7月30日

■ 商工観光課商工振興係

☎0824・73・1178

まちづくり支援

まちづくり応援補助金

庄原市まちづくり基本条例に基づき、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、協働の担い手である市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に対し補助金を交付します。

■対象団体

○市内に活動拠点があり、かつ市内で活動を行い、または行う予定のある団体で次の2項目に該当する団体
○市内に在住し、勤務し、または在学する者5人以上で構成される団体
○庄原市市民活動団体登録制度に登録している団体または登録しようとする団体

■ 農業振興課畜産振興係
☎0824・73・1227

家畜飼養施設増改築等支援事業

市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎の新築・増改築、既存施設の取得を行う場合に、対象経費の4分の1以内で補助します。取り組み内容で上限が異なります。

■ 農業振興課畜産振興係
☎0824・73・1227

地域材活用

地域木材住宅建築普及奨励金

市内で地域木材を使用した住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

■対象住宅

○一戸建ての木造住宅

○主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること
※現地調査による確認を実施します。

■交付額

地域材の使用量・奨励金の額
2㎡以上5㎡未満 10万円
5㎡以上10㎡未満 20万円
10㎡以上20㎡未満 40万円
20㎡以上 60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更します。
■ 林業振興課林業振興係
☎0824・73・1124

集会施設整備補助金

地域自治活動の推進を図るため、集会施設の新築、購入、増改築および修繕を行う地域に対し補助金を交付します。

■対象者

自治会、小集落、自治振興区などの地域組織。

■対象経費

①新築・購入
次のいずれの要件も満たす施設の新築または購入に係る経費。
○延床面積30㎡以上のもの

店舗活用・地域活性化支援

最寄り買い店舗改装支援補助金

最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることができることを維持するため、日常生活に必要な商品の販売およびサービスを提供する店舗の改装費を一部補助します。(業種の指定がありません)

■交付額

改装費の5分の2以内で上限42万5千円。

■申請期限

5月28日

■都市整備課商工振興係

☎0824・73・1178

まちなか活性化補助金

にぎわいの場の創出につながる、空き店舗などの改装などに対し、支援を行います。対象地区は、各地域の中心となる地域。

①空き店舗等活用創業支援事業・店舗改装支援事業(指定業種に限る)

小売業・一般飲食店などを新たに創業者の場合や老朽化した店舗を改装する場合、店舗の改修費と借上料の一部を補助します(借上料は新たに創業した場合に限る)。

■交付額

(1)借上料の5分の2以内で、上限は月額3万4千円(2年以内)。
(2)改装費の4分の1以内で、上限は42万5千円。

■申請期限

5月28日

②まちなかイベント事業

まちなかを活性化しようとするイベント

ブロック塀等安全確保事業補助金

地震により倒壊の恐れのあるブロック塀などの除却、建て替え工事に対して補助金を交付します。

■補助対象

道路などに面し、道路面からの高さが80センチ以上で、倒壊の恐れがあると認められるもの。

■交付額

対象工事費の3分の2以内で、上限は除却工事は15万円、建て替え工事は30万円。

■都市整備課建築係

☎0824・73・1151

農林施設整備事業補助金

地元受益者が実施する農林業基盤(農林道など)の整備事業に対して補助金を交付します。

■交付額

事業に要する経費と、市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に25%を乗じた額。

ただし、条件を満たす農林施設災害復旧工事については62.5%を乗じた額。1カ所当たりの上限は37万5千円。

平成30年7月豪雨災害による農地および農林施設災害復旧工事については75%を乗じた額で、1カ所当たりの上限は30万円。

■申請期限

5月31日(災害復旧工事は期限なし)

トの事業費を一部補助します。

■交付額

対象経費の5分の2以内で、上限は34万円。同一年度内で、1団体につき1回限り。3回が限度。

■申請期限

イベントを実施する日の1カ月前まで

■都市整備課商工振興係

☎0824・73・1178

生活環境改善

老朽危険建築物除却促進事業補助金

近隣や道路通行者などに被害を与える恐れのある老朽化した危険な空き家の除却工事に対して補助金を交付します。

■補助対象

現在使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの。

■対象者

・対象建築物の所有者または相続人
・対象建築物がある土地の所有者または相続人

■交付額

対象経費の3分の1で、上限は30万円。

■都市整備課建築係

☎0824・73・1151

飲料水供給施設整備費補助金

飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付します。

■対象者

庄原市水道事業計画給水区域内の給水

■建設課管理係

☎0824・73・1150

不妊治療支援

特定不妊治療費補助金

特定不妊治療に係る費用について補助金を交付します。

■対象者

市内に住所があり、広島県不妊治療支援事業の助成決定を受けた方。

■交付額

○特定不妊治療 上限15万円
(ただし、採卵を伴わない治療は、上限7万5千円)

○男性不妊治療(精子を精巣または精巣上体から採取するための手術)
上限15万円。

※いずれも県の助成額を控除した金額が市の助成対象額となります。

■保健医療課母子保健係

☎0824・73・1214

不妊検査・一般不妊治療費補助金

不妊検査・一般不妊治療に係る費用について補助金を交付します。

■対象者

市内に住所があり、広島県不妊検査費等助成事業の助成決定を受けた方

■助成金額

治療費から県の助成額を控除した額で、上限は5万円。
※補助金の対象となる治療や、補助金の

可能区域以外で、生活のための飲料水が不足している方。

■交付額

ボーリング・掘削に係る経費の2分の1以内で、上限は40万円(共同設置分を除く)。

■環境政策課環境政策係

☎0824・72・1398

生活道整備補助金

生活道の新設・改築・修繕工事、平成30年7月豪雨災害による復旧工事に対して補助金を交付します。

■交付額

事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に40%を乗じた額。1カ所当たりの上限額は64万円。

■申請期限

5月31日(災害復旧工事は期限なし)

■建設課管理係

☎0824・73・1150

生ごみ処理機器購入補助金

生ごみ処理機器を購入、設置した方に補助金を交付します。

■交付額

購入費の2分の1以内で、上限は2万円。

■環境政策課環境政策係

☎0824・72・1398

交付回数、対象年齢は、左記へ問い合わせるか、県の不妊治療支援事業のホームページをご覧ください。

■保健医療課母子保健係

☎0824・73・1214

芸備線利用促進

芸備線利用助成金

芸備線・木次線の一定区間内を利用する方の運賃の一部を助成します。

■対象者

市民を含む5人以上の団体

■助成対象区間

①市内の駅から新見駅までの芸備線区間
②市内の駅から三次駅までの芸備線区間
③市内の芸備線の駅から木次駅までの区間(備後落合駅を経由する場合に限る)

■交付額

普通旅客運賃の3分の2以内で上限3万円。

■市民生活課市民生活係

☎0824・73・1154

芸備線利用促進イベント助成金

市内の芸備線各駅などで芸備線の利用促進に関するイベントを実施する団体に對して、イベント経費の一部を助成します。

■対象者

①住民自治組織
②特定非営利活動法人

地域ごみ集積所設置補助金

新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付します。

■交付額

整備にかかった費用の2分の1以内で、上限は4万円。

■環境政策課リサイクルプラザ係

☎0824・72・1398

木造住宅耐震改修促進事業補助金

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に対して補助金を交付します。

■交付額

耐震診断は診断費用の3分の2以内で上限は4万円。耐震改修工事は工事費用の3分の1以内で上限は40万円。

■都市整備課建築係

☎0824・73・1151

住宅リフォーム支援事業補助金

自宅のリフォームに対して補助金を交付します。

■交付額

リフォーム経費の10分の1以内で、上限は10万円。ただし、過去にこの補助金を受けていない方および住宅のみ。

■都市整備課管理係

☎0824・73・1172

■交付額

イベント実施に要する経費の5分の4以内で、上限4万円。

■市民生活課市民生活係

☎0824・73・1154

安心・安全

LED防犯灯設置補助金

LED防犯灯を新規設置する自治会などに対して補助金を交付します。

■交付額

対象経費の3分の2で、上限は4万2千円。(1基当たり)

■危機管理課危機管理係

☎0824・73・1206

自主防災組織活動補助金

各種防災活動(①地域防災活動、②防災資機材整備)を行う自主防災組織に対して補助金を交付します。

■交付額

対象経費の5分の4以内で、上限は300万円。(①、②合わせて)

※各事業につき毎年度1回限り

■危機管理課危機管理係

☎0824・73・1206